

いろいろな自転車ヘルメット



サイクリング用や街乗り用のもの、ファッション性の高いものまで、さまざまなヘルメットがあるんじゃ。



幼児・児童用ヘルメット



通学用ヘルメット



ファッション性の高いヘルメット



サイクリング用ヘルメット

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道では、まわりの車の動きに注意しましょう。

②車道は左側を通行

車道の左端に寄って走りましょう。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道ではすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

④安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」

●夜間はライトを点灯

自転車の側面にも、反射材を付けましょう。

●信号遵守と一時停止・安全確認

信号を守り、交差点では一時停止をして、左右の安全を確認しましょう。

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助イス等で幼児を自転車に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



平成30年4月1日施行

自転車保険への加入義務化



埼玉県では、被害者救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車損害保険等への加入が義務となっている。今すぐ加入状況を確認しよう。

自転車保険の加入状況をチェック

はい →

わからない →

いいえ →

自転車乗用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などに、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険に加入している
※点検した日から1年以内のTSマークも含まれます

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入している

共済保険、各種団体保険(学校のPTA保険等)のいずれかに加入している

自転車事故に対する補償が特約としてついている

○自転車保険に加入しています

△保険証券を用意して加入の保険会社にご確認ください

×自転車損害賠償保険への加入が必要です

●自転車損害保険等の種類一覧

目的	種類	
日常生活	個人賠償責任保険	自転車向け保険
		自動車保険の特約
		火災保険の特約
		傷害保険の特約
	共済	会社等の団体保険
業務中	団体保険	PTAの保険
	TSマーク付帯保険	
	クレジットカードの付帯保険	
	施設所有者賠償責任保険	TSマーク付帯保険



自転車保険について詳しくは

埼玉県 自転車条例改正

検索



命を守る 自転車 ヘルメット

転生したら
ヘルメット
だった件



©川上泰樹・伏瀬・講談社/転スラ製作委員会 NOT FOR SALE

一般財団法人 埼玉県交通安全協会 / 一般財団法人 埼玉県交通安全協会 / 一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会 / 埼玉県警察

プロローグ

～転生したと思ったら!?～

俺の名はリムル=テンペスト
スライムとして異世界に転生し楽しく
過ごしている

そんなある日、目を覚ますと…
「彩の国埼玉県」に転生!?
しかも、今度は自転車のヘルメット～
なんかこの展開って…

解

ヘルメットの必要性を伝えるため
埼玉県警察に召喚された模様。

ふーん警察に呼ばれるとは
俺も有名になったもんだ

そんなこんなで
埼玉県警察の
一員になった俺は
仲間たちとともに



自転車に乗る
ときは
ヘルメットを
着用!

を呼び掛けるのであった

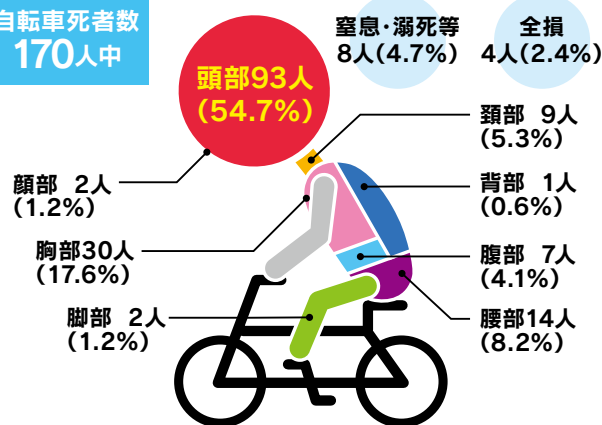
埼玉県警察

×

転生したら
スライムだった件

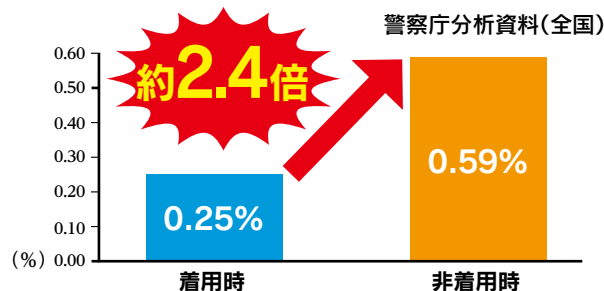
自転車事故死者の負傷部位(H28～R2)

自転車死者数
170人中



県内では、自転車乗用中の交通事故で亡くな
れた方の、**半数以上の方が頭部に致命傷**
を負っています。

ヘルメット着用状況別の致死率(H27～R1)



ヘルメットを着用していない時の致死率は、着用
しているときに比べて**約2.4倍高い!**

ヘルメットで頭を守ることは
方が一の事故の場合に
重大な結果を防げる
可能性があります

自転車に乗るときは
ヘルメットを
着用しましょう!



正しくヘルメットを着用しましょう!

自転車ヘルメットのかぶりかた

ヘルメットは、おでこを
しっかり覆い隠せて、先端が
眉毛のすぐ上まで深く
かぶるのが理想。



ヘルメットの
サイズは合ってる?

自分の頭に合う
ようにあごひもの
長さを調整。

あごひもとあご
の間に指を一本入れ
たくらいがちょうど
良い長さ。

後頭部にあるダイヤルを
回して頭部とヘルメットの
隙間をなくそう。



せっかくのヘルメットも、正しく着用しな
いと効果が発揮されないよ。
頭の大きさに合ったヘルメットを選ぼう。
また、あごひものは必ずしめようね。

ヘルメットを子供に 着用させる義務

道路交通法第63条の11

保護者等は、児童や幼児に
ヘルメットを着用させる努力
義務があるんだ。
安全のために必ずヘルメット
を着用させよう。

